

学生の皆様へ

2021年4月30日

星槎大学 学長

山脇 直司

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対しては、ホームページにおいて、新型コロナウイルス感染症防止のための危機管理指針を作成し、危機管理レベルを「0-3」の4段階と定め、昨年の11月24日からはレベル「2」で対応してまいりました。

しかし、その後、新型コロナウイルス感染状況は、第4波に入ったと認識されるまでに拡大し、4月25日から、東京都をはじめとする4都府県（東京都、大阪府、京都府、兵庫県）で緊急事態宣言が発出されました。こうした事態に対応すべく、本学としては、今回の第4波の感染状況の拡大は、感染力が高い変異株が中心になっており、特に危機的な状況に入ったと認識し、緊急事態宣言が発出された4都府県においては危機管理レベル3に相当する対応をすることに決定いたしました。

そのため、危機管理レベル3に相当する東京都から、あるいは東京都を経由して、神奈川県における大学の施設に、学生の皆様や教職員が移動することを原則的に禁止することにいたします。

また、神奈川県の大学の施設で実施する面接授業（スクーリング）に関しては、東京都から、あるいは東京都を経由して参加する学生の皆様が一定程度存在していることに鑑み、面接授業（スクーリング）の開講のあり方に関しては、危機管理レベル3に相当する対応とし、危機管理レベル2においても対面授業を行う例外措置を行っていた科目も含めて、すべて自宅からのオンライン開講といたします。

該当科目に関しては、学生ポータルサイトで、開講のあり方について告知いたします。

なお、今まで本学は、一都三県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）を一体として対応して参りましたが、現在の時点で緊急事態宣言が発出されていない神奈川県においては、継続して危機管理レベル2の対応をすることにいたします。

そのため、大学の施設に関しては、今まで通り、学生の皆様及び一般の方々の入館をご遠慮いただくと同時に、神奈川県内の本学施設における教職員の業務は、重要かつ緊急性のあるものを除き、原則としてテレワークとします。併せて、東京都からあるいは東京都を経由して通勤する教職員に関してはテレワーク限定とし、大学の施設への通勤を原則的に禁止いたします。

学生の皆様にはご不便をお掛けしますが、引き続きご理解・ご協力のほどお願い致します。

以上